

令和6年度

第1回

上越市地域公共交通活性化協議会
議案書

日 時	令和6年5月21日（火） 午後1時30分から
会 場	市役所 木田第一庁舎 402、403 会議室

令和5年度決算及び監査報告について

決算書

収入済額	1,705,607 円	(A)	
支出済額	1,505,270 円	(B)	
差引残額	200,337 円	(A) - (B)	※上越市へ返還

歳入

(単位：円)

科目	予算額				収入済額	比較
	当初予算額	補正予算額	流用及び充用額	計		
負担金 (市)	1,150,000	0	0	1,150,000	1,150,000	0
負担金 (事業者)	679,000	0	0	679,000	555,600	△ 123,400
補助金 (国)	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	1,000	0	0	1,000	7	△ 993
計	1,830,000	0	0	1,830,000	1,705,607	△ 124,393

歳出

(単位：円)

科目	予算額				支出済額	比較
	当初予算額	補正予算額	流用及び充用額	計		
運営費	455,000	0	58,000	513,000	472,877	△ 40,123
会議費	343,000	0	142,000	485,000	445,974	△ 39,026
事務費	112,000	0	△ 84,000	28,000	26,903	△ 1,097
事業費	1,375,000	0	△ 58,000	1,317,000	1,032,393	△ 284,607
予備費	0	0	0	0	0	0
計	1,830,000	0	0	1,830,000	1,505,270	△ 324,730

【資料】

- ・ 令和5年度実施事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料1**(資料P1)

令和5年度歳出内訳

■ 会議費

(単位：円)

No.	項目	総事業費
1	上越市地域公共交通活性化協議会開催に係る経費	412,644
2	上越市地区公共交通懇話会開催に係る経費	33,330
合計		445,974

■ 事務費

(単位：円)

No.	項目	総事業費
1	研修・会議への出席に係る経費	0
2	消耗品費	13,963
3	手数料	11,440
4	通信運搬費	1,500
合計		26,903

■ 事業費

(単位：円)

No.	項目	総事業費
1	総合時刻表の作成業務委託料	913,000
2	マイ時刻表の作成、配布	11,610
3	高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成業務委託料	49,200
4	再編周知及び利用促進チラシの紙代	58,583
合計		1,032,393

令和5年度 会計決算監査報告書

令和5年度歳入歳出決算について監査を行ったところ、収入支出は適正に行われ、関係書類帳簿等の整備、事務について正確であることを認めました。

令和 6年 5月 10日

上越市地域公共交通活性化協議会

監査委員 頸城自動車株式会社
代表取締役副社長

白石雅孝

上越市地域公共交通活性化協議会

会長 石井 正則 様

令和5年度 会計決算監査報告書

令和5年度歳入歳出決算について監査を行ったところ、収入支出は適正に行われ、関係書類帳簿等の整備、事務について正確であることを認めました。

令和6年5月13日

上越市地域公共交通活性化協議会

監査委員 新潟県上越地域振興局

地域振興監

玉井 宣雄

上越市地域公共交通活性化協議会

会長 石井 正則 様

令和7年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

1 要旨

平成23年度から活用している国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）について、令和7年度以降も継続的に活用して生活交通を維持するため、補助要件である「上越市地域内フィーダー系統確保維持計画」を作成するもの。

【フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

2 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称（経路）

- ① 安塚線（うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前）
- ② 島田線(1)（高田駅前～岡原～曾根田）
- ③ 佐内・直江津循環線（直江津駅前～労災病院前～佐内入口）
- ④ 岡沢ルート（新井バスターミナル～中郷区総合事務所前～岡沢・稲荷山）
- ⑤ 真砂線（高田駅前～真砂寺前～三和体育館）
- ⑥ 牧区予約型コミュニティバス（牧区全域）
- ⑦ 島田線(2)（高田駅前～岡原・東木島～曾根田）
- ⑧ 浦川原区予約型コミュニティバス（浦川原区全域）
- ⑨ 大島区予約型コミュニティバス（大島区全域）

(2) 補助対象期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

※ 補助対象期間は1年度（事業年度＝10月～9月）ごとであるが、当該事業費補助金交付要綱第32条の規定に基づき、3か年分にかかる必要事項を記載した計画を作成する。

(3) 国庫補助見込額

（単位：千円）

事業者	No.	系 統 名	国庫補助見込額
東頸バス（株）	①	安塚線	4,405
	⑧	浦川原区予約型コミュニティバス	
くびき野バス（株）	②	島田線(1)	4,095
	⑤	真砂線	
	⑦	島田線(2)	
頸城自動車（株）	③	佐内・直江津循環線	709
アイエムタクシー（株）	④	岡沢ルート	644
上越市	⑥	牧区予約型コミュニティバス	4,166
	⑨	大島区予約型コミュニティバス	
合 計			14,019

※ No. ①～⑦は、各路線の令和5年度収入・支出実績を基に算出。

⑧及び⑨は、各路線の令和6年度の委託金額から試算した数値を基に算出。

【資料】

- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)
 - ・・・資料 2-1(資料 P5)
- ・補助対象路線の1回当たりの輸送量等(令和5年度実績)・・・資料 2-2(資料 P17)
- ・路線バス等を運行する事業者に交付する補助金について(参考資料)
 - ・・・資料 2-3(資料 P19)

高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について

1 要旨

公共交通のお得な情報をより詳しく記載したリーフレットを作成し、警察署や運転免許センターで免許返納者に配布したり、高齢者が車で行くことが想定される病院・診療所や趣味の活動施設等に設置したりすることにより、免許返納者や高齢者に公共交通の利用促進を図る。

2 資料の規格等（案）

施設に設置する啓発資料はカラー印刷とし、直接配布する啓発資料は白黒印刷とする。

	施設設置	直接配布
①規格	A3 二つ折り（4色カラー印刷）	A3 二つ折り（白黒印刷）
②作成部数	1,100部	7,550部
③配布時期	令和6年7月上旬	令和6年7月上旬から随時
④その他	文字の大きさを12ポイント以上、文字の色を濃色にすることで、高齢者が読みやすい啓発資料とする。	

3 配布先（案）

配布先	部数	備考
■ 施設設置		
中央病院、上越総合病院、新潟労災病院、上越地域医療センター病院、けいなん総合病院、さいがた医療センター	180	30部*6か所
知命堂病院、三交病院、高田西城病院、川室記念病院、柿崎病院	100	20部*5か所
市内の診療所（安塚・浦川原・大島・牧・柿崎・吉川・清里区）	140	20部*7か所
福祉交流プラザ	30	
高田西趣味の家、春日山荘趣味の家、磯野園	60	20部*3か所
屋内ゲートボールハウス	140	20部*7か所
雁木通りプラザ、直江津ふれあい会館	40	20部*2か所
交通事業者（鉄道事業者3社、バス事業者5社、上越市ハイヤー協会加盟事業者5社）	260	20部*13社
13区総合事務所	130	10部*13か所
南・北出張所	20	10部*2か所
合計	1,100	
■ 直接配布		
上越警察署、運転免許センター	700	免許返納者へ配布
高齢者サロン	1,550	参加者へ配布
高齢者外出支援助成事業対象者	2,600	対象者へ送付
令和6年度シニアパスポート発行対象者	2,700	対象者へ配布
合計	7,550	

4 掲載内容（案）

①鉄道・路線バス・タクシーのお得な切符・割引情報

交通事業者	お得な切符・割引情報	資料への掲載
JR 東日本新潟支社	えちごツーデーパス	○
	えちごワンデーパス	
	各種回数券（Wきっぷ含む）	
	障害者割引制度	○
北越急行	ほくほくワンデーパス	○
	障害者割引	○
	おでかけシルバー回数券	○
えちごトキめき鉄道	じもパス	○
	トキ鉄ツアーパス	
	各種回数券（Wきっぷ含む）	
	公的割引乗車券	○
頸城自動車及びグループ会社	おでかけフリー定期券	○
	1日フリー乗車券	○
	回数券	○
	環境定期券	
	子育てジョイカード	
	通学100円バス	
	障害者割引	○
上越市ハイヤー協会	高齢者割引	○
市内タクシー事業者	障害者割引	○

②運行情報等の運行状況の確認

交通事業者	運行状況の確認先	資料への掲載
JR 東日本新潟支社	どこトレ	○
北越急行	ほくほく線運行案内	○
えちごトキめき鉄道	えちごトキめき鉄道時刻表アプリ	○
頸城自動車及びグループ会社	上越バスロケーションシステム	○

【資料】

- ・昨年度作成した高齢者を対象とした公共交通啓発資料・・・資料3(資料 P21)

令和6年度上半期（令和5年10月～令和6年3月）の
路線バスの利用状況等について

1 要旨

令和6年度上半期（令和5年10月～令和6年3月）の輸送人員実績の集計結果について、報告を行うもの。

2 輸送人員実績の集計結果について

(1) 対象路線

バス運行対策費補助金の補助対象路線（38路線）

(2) 集計期間

令和6年度上半期（令和5年10月～令和6年3月）

(3) 集計結果（概要）

資料4(資料P23)のとおり

- ・ 令和5年度上半期と比較し、増加した路線 : 19路線
- ・ 令和5年度上半期と比較し、減少した路線 : 19路線

※ 年度途中のため、輸送人員の数値は概算のもの。

【資料】

- ・ 「令和6補助年度上半期 輸送人員実績」・・・・・・・・・・資料4(資料P23)

令和5年度公共交通利用促進事業の実績について

1 要 旨

令和5年度事業計画に基づく利用促進事業の実績について報告するもの。

2 実施状況

No	実施時期	事業名	備考
①	4月1日～	上越市内公共交通「マイ時刻表」の配布	
②	7月22日～ 8月27日	夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン	市共催
③	8月17日～	高齢者を対象とした公共交通啓発資料の配布	
④	9月16日	バスの日フェスタ 2023	(主催) 頸城自動車 (後援) 協議会
⑤	3月	(各区) 利用促進チラシの作成・配布	
⑥	3月21日～	上越市内公共交通総合時刻表の配布	
⑦	随時	バス停留所・案内所等における表示・車内アナウンスの多言語化	
⑧	随時	各区で取り組む利用促進事業	

3 実施内容及び評価

① 上越市内公共交通「マイ時刻表」の配布

事業概要	自宅最寄りのバス停から病院や買い物先など日常的に訪れる場所までの公共交通の経路や時刻、運賃等を掲載したオリジナル時刻表を作成・配布することにより、公共交通の利用促進を図る。
申込数	44人、116ルート ※ 令和4年度実績：40人、78ルート
配布日	4月1日から
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・広報上越や上越タイムス「市民の窓」等による周知により、前年度よりも申込数が増加した。 ・広報上越等による周知や、総合時刻表を見てマイ時刻表を知り申し込みをする場合が多いため、令和6年度においても各種媒体を用いた周知を継続し実施する。

② 夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン

目的	小・中・高校生にバスに慣れ親しむ機会を提供することで、夏休み期間中のバスの利用促進及び将来のバス利用につなげる。					
実施期間	令和5年7月22日（土）～令和5年8月27日（日） （昨年度令和4年7月23日（土）～令和4年8月28日（日））					
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> ・頸城自動車及びそのグループ会社が運行する路線バス ・大島区・牧区・頸城区・板倉区・清里区・名立区を運行する市営バス ・安塚区・中郷区を運行する乗合タクシー 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下：1乗車50円（市営バスは、未就学児無料） ・中・高校生：1乗車100円 					
利用実績	利用者数（人）		R4	R5	R5-R4	昨年比
	頸城自動車 グループ 路線バス	小学生	439	596	157	136%
		中・高校生	3,629	4,617	988	127%
		合計①	4,068	5,213	1,145	128%
	市営バス	小学生	6	6	0	100%
		中・高校生	100	100	0	100%
		合計②	106	106	0	100%
	乗合タクシー	小学生	0	0	0	-
		中・高校生	0	0	0	-
		合計③	0	0	0	-
①+②+③合計		4,174	5,319	1,145	127%	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動制限の緩和により、キャンペーン期間中のワンコインバス利用者数は前年度より増加したものと考えられる。 ・市営バスの利用者数は前年同数に留まったため、次年度に向けてキャンペーンの周知方法を検討する。 					

③ 高齢者を対象とした公共交通啓発資料の配布

事業概要	公共交通のお得な情報を詳しく記載したリーフレットを作成し、警察署や運転免許センターで免許返納者に配布したり、高齢者が車で行くことが想定される病院・診療所や趣味の活動を行う施設等に設置したりすることにより、免許返納者や高齢者に公共交通の利用促進を図る。
作成部数	9,650部
配布	8月17日から
配布先	警察署・運転免許センターや高齢者サロン、病院・診療所など高齢者が集まる施設等に設置。8月に高齢者外出支援助成事業対象者へ送付するほか、3月にシニアパスポートの郵送に合わせて送付した。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料の配布がマイ時刻表の申込にも繋がり、利用促進に効果があったと考えられる。 ・3月のシニアパスポート郵送に合わせ、シニアパスポート対象

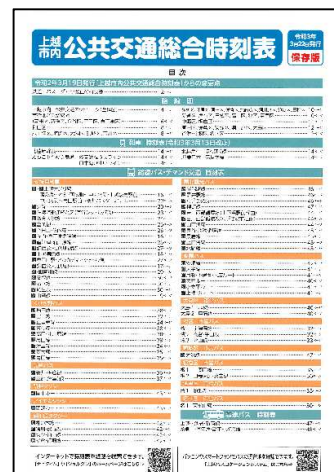
	<p>者へも配布（2,650部）を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は高齢者サロン等において、公共交通の利用促進に向けた出前講座などの際の活用についても検討する。
--	---

④ バスの日フェスタ 2023

目 的	市民がバスに慣れ親しむ機会を提供し、将来のバス利用につなげる。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日時 令和5年9月16日（土）午前10時～午後3時 ○会場 直江津ショッピングセンター エルマール ○来場者数 約1,000人 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・バスの絵展示 市内6つの保育園・幼稚園の園児が描いたバスの絵を展示 ・路線バスの展示及びお絵かきバス バスの運転席での記念撮影及び車体にぬり絵ができるバスを設置 ・ワンコインバス乗車体験キャンペーン 市内の路線バス及び市営バスが1乗車100円（小児50円） 1,190人が利用（R4年度実績1,080人）
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場には多くの市民が訪れ、多くの方にバスに慣れ親しむ機会を提供した。 ・イベント終了後はバスの絵をバス車両に掲示し運行したほか、ぬり絵をしたバスが実際に運行したことで、広く市民にバスに興味を持ってもらう機会の提供に繋がった。 ・次年度も継続して事業を実施し、より多くの市民にバスに慣れ親しむ機会の提供に努める。

⑥ 上越市内公共交通総合時刻表の配布

事業概要	令和6年3月の鉄道のダイヤ改正及び令和6年4月の路線バス等のダイヤ改正に合わせ、市内の列車時刻や路線バスの運行時刻及び路線図をまとめた冊子を作成する。
規 格	A4判冊子 4色フルカラー
ページ数	48ページ(構成：路線図10ページ、鉄道・バス時刻表等38ページ)
作成部数	8,500部
配布時期	令和6年3月21日から配布
配布先	<p>○市窓口 各総合事務所(13か所×20部) 南・北出張所(2か所×30部) 総合案内(100部) 市民課(転入世帯分2,000部)</p> <p>○市施設 高田図書館(50部) 直江津学びの交流館(20部) 市民プラザ(10部) リージョンプラザ(10部) 地区公民館(15か所×10部) 高齢者交流施設(8か所×供覧用1部)</p> <p>○観光案内所 高田駅前・上越妙高駅観光案内所(各100部)</p> <p>○交通事業者 鉄道事業者(JR東日本7駅・北越急行5駅・えちごトキめき鉄道10駅×供覧用2部) バス案内所(4か所×1,000部) 頸北観光バス・頸南バス・東頸バス営業所(各500部)</p> <p>○病院・診療所 中央病院・労災病院・上越病院(供覧用各5部)</p> <p>○その他 交通政策課(70部)</p>
経 費	<p>○契約額 913,000円(税込)</p> <p>○財源内訳 市負担金357,400円+事業者負担金555,600円</p> <p>○事業者負担金の考え方 作成事業費を各事業者の時刻表の掲載コマ数により算出した額 <算出方法></p> <ol style="list-style-type: none"> ① (1ページ)4コマ×(1冊)48ページ=192コマ ② 作成費÷192コマ=1コマ当たりの金額(円) ③ 1コマ当たりの金額(円)×各事業者時刻表掲載コマ数



評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は8,210部（作成は10,000部）の配布に対し、令和4年度は8,339部（作成は10,000部）となっており、多くの市民の手に渡り、公共交通の利用促進に寄与していると考えられる。（令和3年度は全戸配布の「上越市公共交通とくらしのガイド」を作成） ・令和5年度は8,500部を作成し、令和6年3月21日より各総合事務所や市内各施設等に配布。 ・本資料を見てマイ時刻表を申し込んだという声や、本時刻表を参考にしている声を多くいただいていることから、令和6年度も引き続き利用促進に寄与すべく取り組んでいく。
-----	--

⑦ バス停留所・案内所等における表示・車内アナウンスの多言語化

事業概要	市民外国人のバス利用をより一層促進するため、就労先事業者にバスを利用する際の課題等を聞き取りし、対応策を検討する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：8月、10月 ・市民外国人の主な移動手段やバスの利用状況、バス利用に対する要望等の聞き取りを実施。 ・やさしい日本語教室にて、教室に参加した市民外国人のバス利用実態について聞き取りを実施。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ・系統番号表示がわかりやすいという声があったが、一方で普段はバスを使わないという声や、バスの乗り方が分からないという声があった。 ・現計画においては多言語表示やチラシの設置が一部路線等に留まったため、次年度以降も引き続きバス停や車内アナウンスの多言語化のほか、市民外国人を対象としたバスの乗り方教室の実施など、市民外国人がバスを利用するために効果的な手法について検討を進める。

⑧ 各区で取り組む利用促進事業

・公共交通の利用 PR

事業概要	総合事務所だよりへの掲載やチラシの配布を通じて、バスの利用を促す。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用促進情報の PR (利用促進チラシの回覧及びバス停への掲示、総合事務所だよりへの掲載) <ul style="list-style-type: none"> ・実施区：全区 ・実施時期：4月から ○ 夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンの PR <ul style="list-style-type: none"> ・実施区：全区 ・実施時期：7月～8月 ○ マリンホテルハマナスへの乗入れ開始の周知 (総合事務所だより等に掲載) <ul style="list-style-type: none"> ・実施区：大湊区、柿崎区 ・実施時期：9月 ○ 予約型コミュニティバス実証運行の PR (総合事務所だよりやチラシの全戸配布等の実施) <ul style="list-style-type: none"> ・実施区：浦川原区、大島区 ・実施時期：2月～3月
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年継続して実施する取組に加え、マリンホテルハマナスへの乗入れ開始の周知など、利便性の向上についても積極的に周知を実施し、市全体を挙げてバス利用の促進に取り組んだ。 ・令和6年度においても、引き続き各区において利用促進策の実施に取り組む。

・施設と連携した割引サービス

事業概要	区の公共施設等と連携し、路線バスで来場する人に対して施設で利用できる割引券を配布することにより、バスの利用促進を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ろばた館（名立区、継続実施） <ul style="list-style-type: none"> ・内容：市営バスを利用してろばた館へ来館し、5回入浴すると次回の入浴料が無料 ・実施期間：4月1日～令和6年3月31日 ・無料利用実績：8人（R4年度18人）
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に比べ利用実績が低い状況であるため、施設と協議し、利用者数の増加に向けた方法の検討を進める。 ・現計画においては取組状況が芳しくなかったため、他区においても施設等と連携したサービスの提供に向けた検討を進める。

・デマンド予約の代行

事業概要	コミュニティバスの利用しやすい環境を整備するため、総合事務所が商店街等にデマンド予約の代行や待合場所の提供、利用方法等を記載したチラシの掲示について協力を依頼。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：通年（継続実施） ・協力店舗：（安塚区） 安塚診療所、A コープ安塚店 （板倉区） 新井信用金庫板倉支店、いたくら亭、えちご上越農業協同組合板倉支店、かどや酒店、小林堂商店、シオジマ、第四北越銀行板倉支店、ヒグチ靴カバン店、ファンシーショップアミー、ふるさわ時計店、増屋商店、宮下商店、理容みなみ
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度も継続して協力していただけるよう、各店舗への協力を依頼し、継続して事業を実施する。 ・令和5年度末までは一部の区の実施に留まったが、令和6年度以降は他区でも予約型コミュニティバスの運行が開始するため、同様な取組を行えるよう店舗等との協議を進め、取組が広げられるよう取組みを進める。

上越市地域公共交通運賃等協議会及び
上越市地区公共交通懇話会の設置規程の制定について

1 要 旨

上越市地域公共交通活性化協議会会則（以下「会則」という。）第10条に規定する「上越市地域公共交通運賃等協議会」（以下「運賃等協議会」という。）及び会則第11条に規定する「上越市地区公共交通懇話会」（以下「懇話会」という。）に関し、それぞれの設置及び運営に関する規程を定めたことについて報告するもの。

（参考）会則抜粋

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) (略)

(2) 運送法に関すること

ア 運送法第9条第4項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項

イ・ウ (略)

(3)～(5) (略)

2 前項第2号のアに規定する事項は、前項の規定にかかわらず、運送法第9条第4項に掲げる構成員からなる協議会（以下「運賃等協議会」という。）において協議するものとする。

（運賃等協議会）

第10条 協議会は、必要に応じ、第3条第2項に規定する運賃等協議会を設置することができる。

2 運賃等協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（地区公共交通懇話会）

第11条 協議会は、地域にとって最適な公共交通のあり方について意見を聞くため、必要に応じ、地区公共交通懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することができる。

2 懇話会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 概 要

(1) 運賃等協議会について

○目 的 道路運送法第9条第4項の規定に基づき、地域の需要に応じ住民生活のため確保が必要な路線等に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うことを目的とする。

○設 置 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置

○委 員

- ・上越市総合政策部長またはその指名する人
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者またはその指名する人
- ・国土交通省北陸信越運輸局長またはその指名する人
- ・関係住民の意見を代表する人（※当協議会の市民委員または対象地域の公共交通利用者の中から会長が指名）

○設置規程 資料5-1(資料P25)のとおり

○留意事項 道路運送法第9条第5項の規定により、市はあらかじめ、利用者等の意見を反映させるため必要な措置を行う。（例：説明会の開催、広報誌への掲載 など）

(2) 地区公共交通懇話会について

○目 的 地域における最適な公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通の活性化及び再生のため主体的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○設 置 平成17年1月1日の市町村合併前の旧13町村の区域に設置

○委 員

- ・懇話会を設置する区域に住所を有する人
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者またはその指名する人
- ・その他懇話会が必要と認める人（※総合事務所長など）

計16人以内

○設置規程 資料5-2(資料P29)のとおり